

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和 4年 4月 27日 (水)					
場 所	市 役 所 5階 大会議室A					
開 会	4月27日	午後 1 時 3 0 分	会 長	齊藤 恭平		
閉 会	4月27日	午後 2 時 2 0 分	会 長	齊藤 恭平		
会 長	齊藤 恭平					
委 員 出 席 状 況	須藤 修一	(出) 欠	大河原 節子	(出) 欠	嶋田 美津江	(出) 欠
	榎本 富佐江	(出) 欠	早船 直彦	(出) 欠	梅田 浩	出 (欠)
	布施 博康	(出) 欠	染川 智行	(出) 欠	駒崎 繁夫	(出) 欠
	星 宏和	(出) 欠	齊藤 恭平	(出) 欠	松山 由紀	(出) 欠
	片桐 雅也	出 (欠)	栗原 秀行	(出) 欠	加山 勤	(出) 欠
説明員	櫻井健康福祉部長 川上健康福祉部次長					
	林保険年金課長 田中収納推進課長					
	太田保険年金課主幹 滝沢保険年金課主幹 尾崎収納推進課主幹					
書 記	井上保険年金課主任 荒木保険年金課主任					

議 事 件 名 会 議 の 経 過 及 び 結 果	
<p>審議案件</p> <p>(1) 戸田市国民健康保険制度について</p> <p>(2) 令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について</p> <p>(3) その他</p>	
事 務 局	司会及び開会のあいさつ、資料確認、会長指名推薦(齊藤委員)
会 長	あいさつ
事 務 局	委員紹介、出欠状況報告(15名中13名出席)
	○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告
	○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告
会 長	○議事録署名人の指名(大河原委員、布施委員)
	それでは、次第に基づきまして、進行いたします。
	(1) 戸田市国民健康保険制度について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	【案件(1)資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	国保の税率改正があり、医療分均等割が引き上げられたということで、低所得者の方などは厳しい経済状況になると思います。このような方たちに対する、何らかの軽減措置は考えられるのでしょうか。
事 務 局	低所得者世帯の軽減制度というものがあり、軽減割合としては7割・5割・2割の3つの区分がございます。また、倒産や解雇等の非自発的な失業となってしまった方への軽減制度もございます。退職前の所得を100分の30とみなして、税を賦課することで、税の軽減を行います。今年度からは、子どもの均等割軽減も始まり、子育て世帯の経済的負担緩和の観点から、未就学児のお子さんがいらっしゃる家庭に対し、子どもの均等割が2分の1となります。
	子どもの均等割軽減につきましてはどなたでも無条件で実施されますが、低所得者軽減等は所得の申請が必要となりますので、申請を周知するための広報を行っております。
委 員	戸田市の統計情報をみると、県内でも健康寿命が短いという結果になっています。これに対して、戸田市としてどのような分析をしていますか。以前は、戸田市データヘルス計画の中で分析を行っていくという回答だった

<p>事務局</p>	<p>と思いますが、健康寿命が短い原因等がわかる情報があれば、教えてください。</p> <p>データヘルス計画は、平成30年度から令和5年度までの計画となっており、昨年度に中間評価を実施したところです。この中で、戸田市の前期高齢者の医療費は、県内1、2位という結果が出ております。この原因について、データヘルス計画の中では、糖尿病患者が近年増加傾向にあることが要因として大きいという分析をしております。</p> <p>このような方へピンポイントで支援していくため、糖尿病腎症重症化予防事業を進めております。また、糖尿病と歯科疾患も密接に関係しておりますので、歯科事業も進めているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>健康寿命の延伸や健康づくり活動は、直接的に医療費に反映されるものではありませんが、ボディープローのように効いてくる要素があるので、継続してやっていく必要があると思います。また、国の健康増進計画と整合性を図りながら、戸田市の計画も進めていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見ございますか。特にご意見等なければ本件に関してご理解いただいたということでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、(2) 令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【案件(2)資料に基づき説明を行う。】</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p> <p>傷病手当金は、濃厚接触者となって会社を休んだ場合には、対象となるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>症状がない濃厚接触者の場合は、対象となりません。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見等ございますか。特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくこととしてよろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、(3) その他について、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>【戸田市立市民医療センター運営委員会の委員として当協議会から1名推薦の報告及び令和4年度戸田市国民健康保険運営協議会の開催スケジュールについて説明を行う。】</p>
<p>会長</p>	<p>その他、委員の方から何かありますか。特になければ、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行の方を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長、議事進行どうもありがとうございました。</p> <p>閉会のあいさつ</p>

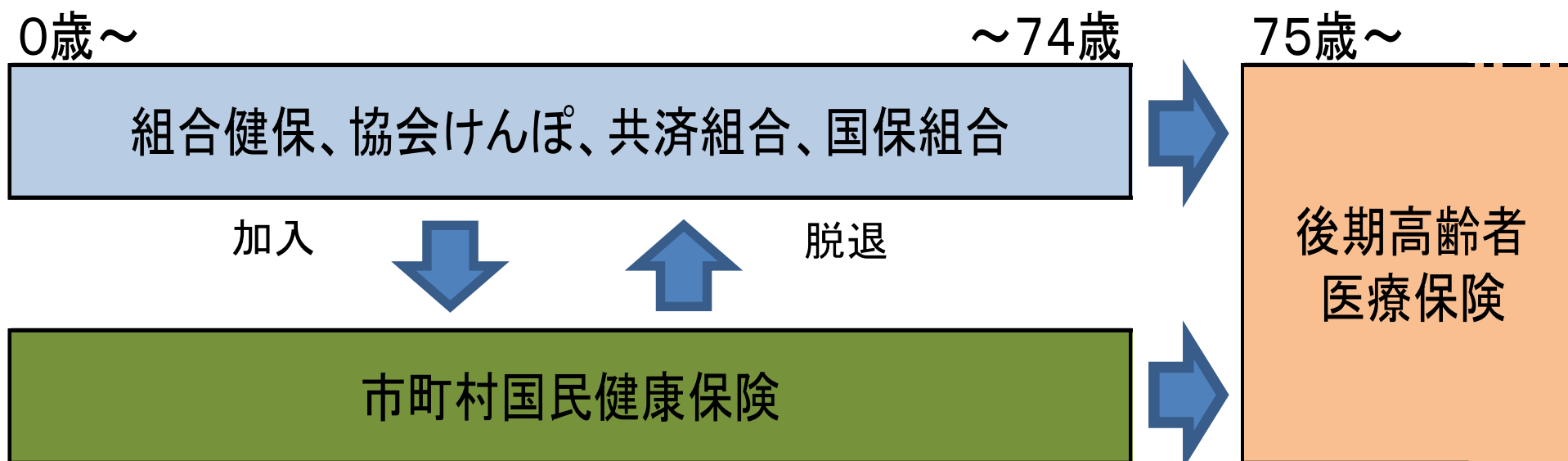
「戸田市国民健康保険制度 について」

令和4年4月27日
健康福祉部保険年金課

【1 国民健康保険の概要】

国民皆保険制度とは

日本では、国民皆保険制度のもと、いずれかの「医療保険」に加入することが、義務付けられている。



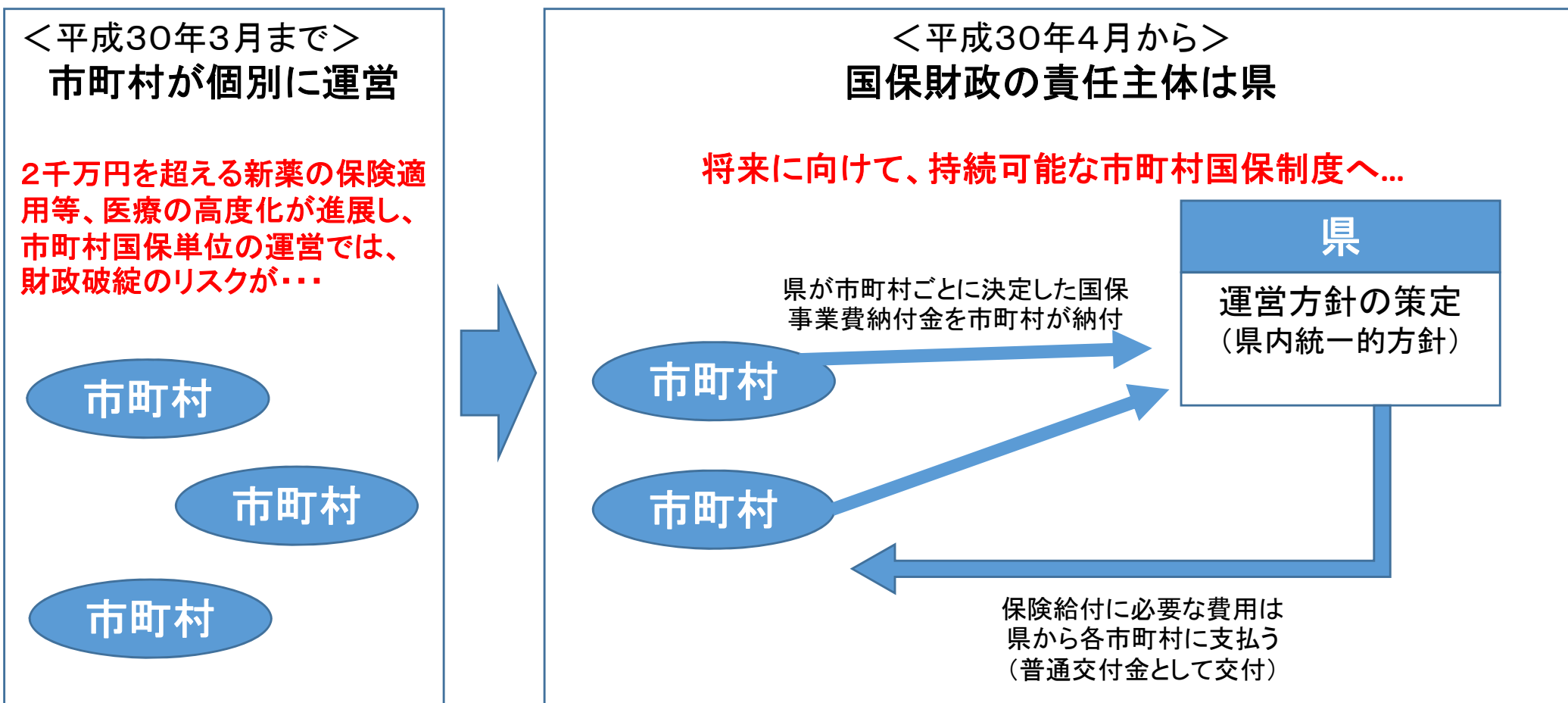
医療費を多く必要とするのは・・・①後期高齢者医療保険 > ②国保 > ③組合健保等

【2 広域化後の国民健康保険】

財政安定化のための国保広域化 ～財政運営の責任主体は県へ～

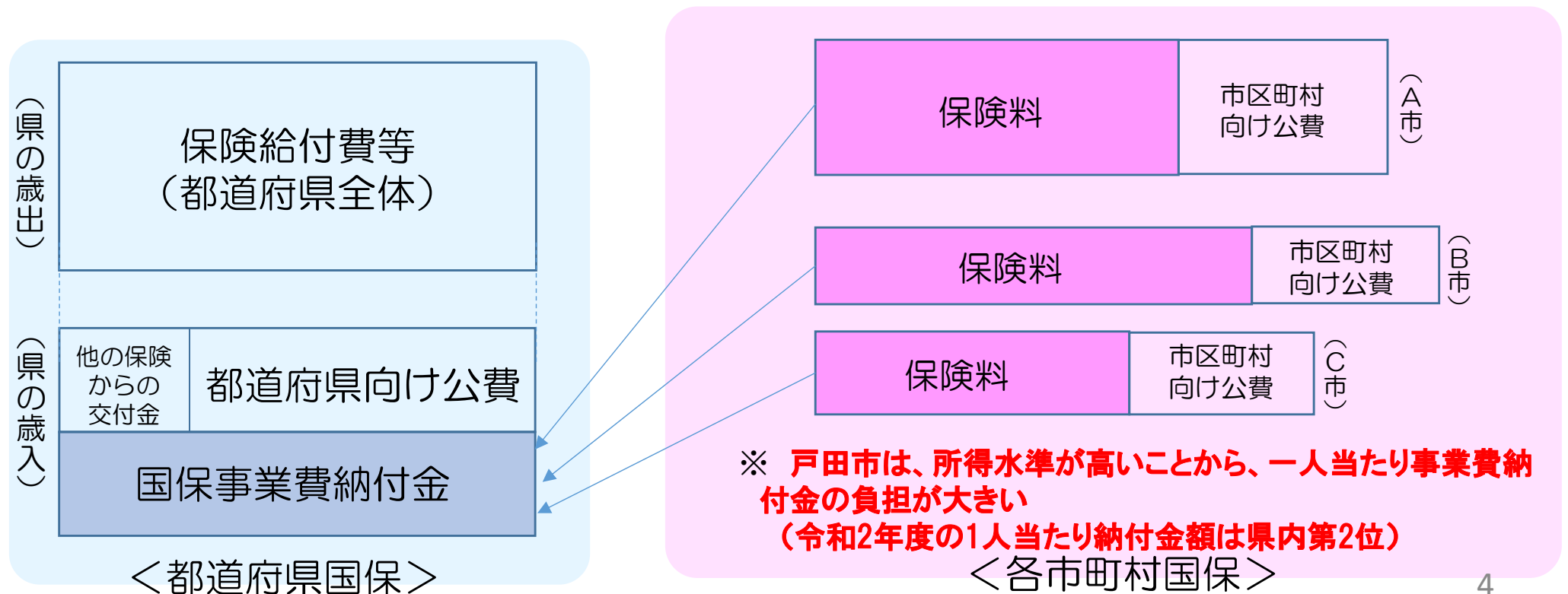
各市町村国保から事業費納付金を県へ納付する。

県は各市町村国保の保険医療費を普通交付金として負担する。



事業費納付金と国民健康保険税

- ① 保険給付に必要な費用を埼玉県全体で推計
- ② 県は、**医療費水準**と**所得水準**による調整を行い、市町村ごとの事業費納付金を決定。
- ③ 市町村は、割り当てられた納付金をもとに、税率を決定する。



【3 戸田市の国民健康保険】

戸田市国民健康保険の被保険者は

国保の被保険者数は年々減少し、現在は全市民の約17%。

要因

- ①国が進めている社会保障制度改革の一環
- ②75歳年齢到達による後期高齢者医療保険の加入増

被保険者数等の推移(年度末時点)

		R1	R2	R3
戸田市世帯数	a	66,180	67,183	67,776
戸田市人口	b	140,645	140,952	141,206
国保加入世帯数	c	17,397	17,105	16,585
国保加入世帯割合	c/a	26.29%	25.46%	24.47%
国保被保険者数	d	26,227	25,433	24,440
国保加入割合	d/b	18.65%	18.04%	17.31%

※国保連データ、戸田市統計データ

※戸田市の国保加入世帯のR2所得の構成は、

小規模事業所の従業員やアルバイト収入54.3%、年金収入20.1%、
自営業・フリーランスの収入 13.0%、その他12.6%

戸田市国民健康保険の赤字の状況

戸田市は、国民健康保険税の収入不足を補填するため、一般会計からの法定外繰入を続けている。この法定外繰入金額が解消すべき対象の赤字額である。赤字解消を図ることができれば、令和2年度決算の約4.5億円を、市全体の施策（例えば、新型コロナ緊急対策経費など）に活用できる。

県内平均額（約4.5千円）の約4倍となる

戸田市国保の一人当繰入額は17,939円 （県内第1位）

	H30	R1	R2
	（累積繰越額精算前）	（決算額）	（決算額）
法定外繰入金総額	約10億円	約7億円	約4.5億円
平均被保険者数	27,129人	26,227人	25,973人
一人当繰入金額	38,800円	26,310円	17,939円
事業費納付金	3,968,141千円	3,810,279千円	3,444,785千円

戸田市の赤字の発生要因の整理

①一人当たりの事業費納付金の負担が大きい（県内第2位）

※ 事業費納付金とは・・・国保広域化（H30）以降、県が国保医療費の支払いを行う。この県内医療費の財源として、各年度市町村から県へ納付する。（詳細はP10）

②県が示す標準保険税率と現行税率の乖離

事業費納付金の負担に見合う保険税収入が確保できていない

☑ 事業費納付金が高い傾向にある理由

- ・事業費納付金は、各市町村の**医療費水準**をベースとして
所得水準による調整のうえ、県が各市町村へ割り当て。

<戸田市の医療費水準>

前期高齢者の医療費は県内第7位であるも、被保険者全体では県内平均を下回る。

<戸田市の所得水準>

一人当たり**所得が高い(県内第3位)** (平成30年度 埼玉縣市町村民経済計算)

標準保険税率と戸田市の現行税率との乖離

標準保険税率：県が算出した、市町村毎に異なる各年度の「事業費納付金」を負担するために必要となる国保税率

均等割では、年間一人当たり 31,564円の乖離がある。

<令和4年度時点>

	標準保険税率		戸田市税率	
	所得割	均等割	所得割	均等割
医療分	7.36%	44,877円	8.00%	25,900円
支援金分	2.52%	14,873円	1.60%	9,500円
介護分	2.72%	19,714円	1.42%	12,500円
合計	12.60%	79,464円	11.02%	47,900円

【4 赤字解消が必要となる理由】

なぜ、計画見直しを？

①県の「第2期国民健康保険運営方針」(R2.12月策定)に基づく

県では、令和8年度まで、県内全市町村の赤字解消を図ったうえで、国民健康保険税率を統一する計画を運営方針に明記。

県の運営方針に基づき、「**戸田市国民健康保険赤字削減解消計画**」
の変更届出を令和3年3月に提出。

②特別交付金(市町村努力支援金等)を損なう

戸田市が交付を受けている財政支援を損なうだけでなく、県が国から交付を受ける財政支援が減額され、結果として**県内全市町村の事業費納付金が増額**されてしまう。

なぜ、計画見直しを？

③税負担の公平性のために

一般会計からの法定外繰り入れには、その原資に国保未加入者（**市民の約8割強**に相当する健保加入者等）の納めた税金が含まれている。健保加入者は健保組合から既に国保財政の支援を実施しているため、**二重の財政支援**となってしまう。

④市の政策的施策を推進するために

国保特別会計への繰入がこのまま続くと一般会計が圧迫され、将来の**市の政策的事業の推進や、緊急対策事業の規模等に影響**してしまう。

赤字削減・解消変更計画書(市町村) 令和3年3月23日提出済

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
埼玉県	110247	戸田市

年度(赤字発生年度)	平成28年度	赤字の原因
法定外繰入金 ※1	1,997,760 千円	<計画対象となる赤字額> 1,563,404,188円(1,997,760,000円 - 黒字分290,805,591円 - 精算額143,550,221円) ※平成29年度 1,328,709,272円(1,726,848,000円 - 決算補填以外1,584,000円 - 黒字分245,378,151円 - 精算額151,176,577円)
繰上充用金の新規増加分 ※2	千円	
赤字額(合計)	1,997,760 千円	

赤字削減・解消のための基本方針	赤字削減・解消のための具体的取組内容
赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。 戸田市国民健康保険は県内でも被保険者の一人当たりの所得が高く、年齢調整後の医療費も高いため、納付金及び標準保険税額について重い負担を求められている。今後被保険者の減少と高齢化及び医療の高度化による医療費の増大により財政が圧迫される可能性があり、保健事業等による医療費の適正化とともに財政を安定化させる必要がある。また、国民健康保険税については税率が標準保険税率に達していないこと、被保険者数に応じた県の目標収納率に達していないことについて今後努力を要する。	①国民健康保険税の収納率の向上(口座振替の推奨含む)。②医療費の適正化。 ③保健事業の推進により将来的な医療費抑制に繋げる。④税率改正(賦課限度額の法定限度額への引き上げを含む)。 ⑤任意の健康増進事業の見直しを図る。 国民健康保険を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、今後の見込み、対策内容や赤字解消計画目標値については大きく変わる可能性がある。毎年度見直しを行う中で、現状と乖離している場合にはその都度修正を行う。

年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	
	法定外繰入の削減予定額(率)	276,096 千円(%)	362,945 千円(%)	668,159 千円(%)	▲ 153,825 千円(%)	298,000 千円(%)	112,030 千円(%)	1,563,405 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
	合計 赤字削減予定額(率)	276,096 千円(%)	362,945 千円(%)	668,159 千円(%)	▲ 153,825 千円(%)	298,000 千円(%)	112,030 千円(%)	1,563,405 千円(%)

【5 令和3年度の主な見直し内容】

国民健康保険税率の改正

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療分均等割	20,000円	25,900円	31,800円
支援金分均等割	9,500円	9,500円	9,500円
介護分均等割	12,500円	12,500円	12,500円

医療分を+5,900円

医療分を+5,900円

応能：応益割合が現状の 75:25 から **65:35** に改善（県の目標値は、53:47）

※応能割（負担能力に応じて賦課すること） 応益割（負担能力に関係なく賦課すること＝均等割）

任意(法定外)健康増進事業の見直し

事業名	金額	事業内容
人間ドック 検診費用 補助	25,000円	35歳以上で国保税の滞納がない人が、 指定の6医療機関で人間ドックを受ける 場合に補助 (事前申請・1年度に1回)
脳ドック 検診費用 補助	検診費用 の7割 ※上限 50,000円	40歳以上で国保税の滞納がない人が、 脳ドックを受ける場合に補助(事前申 請・3年度に1回)
保養施設 宿泊利用 費助成事 業	大人1泊 3,000円 子ども1泊 2,000円	埼玉県国民健康保険団体連合会が指 定した保養施設を利用する場合に、宿 泊料金の一部を助成する



令和4年度以降
助成額を13,000円とし、 全国の医療機関で受診 可能
廃止
廃止

【6 今後の方向性】

歳入面

- ① 事業費納付金に見合った適正な税率の検討
- ② 保険者努力支援制度をはじめとした公費の獲得
- ③ 国、県に対する社会情勢を加味した予算措置や財政支援の拡充の求め

歳出面

- ① 医療費適正化と被保険者の健康増進
- ② 糖尿病性腎症の重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用差額通知等の実施
- ③ 特定検診とがん検診の同時受診の推進

(参考資料) 各保険者の比較

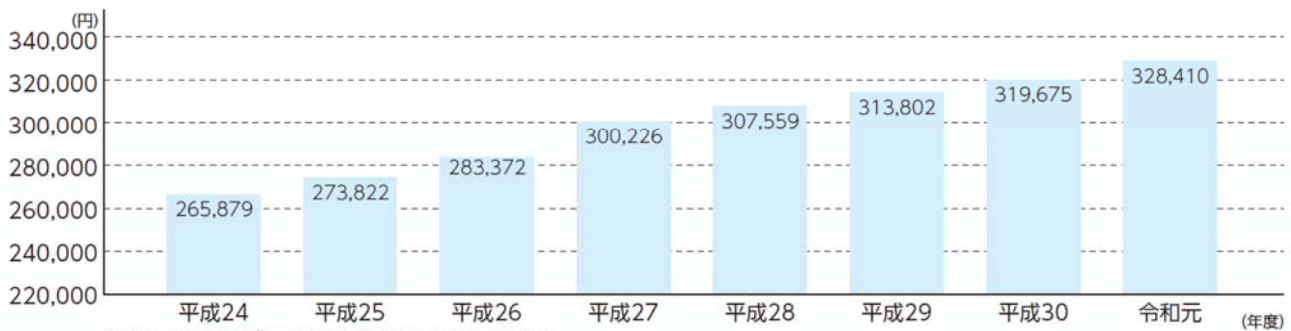
- 国保(市町村)における保険給付費の総額は、被保険者数の減少などの影響を受けて平成28年度から減少していますが、被保険者一人当たり保険給付費については、被保険者の高齢化や医療の高度化等を背景に、平成24年度から令和元年度まで一貫して増加しています。

国保(市町村)における保険給付費と被保険者数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保険給付費(億円)	92,149	93,025	93,585	95,539	92,655	90,069	87,966	87,353
被保険者数(万人)	3,466	3,397	3,303	3,182	3,013	2,870	2,752	2,660

(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
2.被保険者数は各年度末現在。

国保(市町村)被保険者一人当たり保険給付費の推移



(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
2.被保険者数については、各年度末現在。

- 国保(市町村)は、他制度と比較すると、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の所得額に対する保険料負担も著しく高くなっています。

国保(市町村)・協会けんぽ・組合健保の比較

	国保(市町村)	協会けんぽ	組合健保
保険者数(平成31年3月末)	1,716	1	1,391
加入者数(平成31年3月末)	2,752万人 (1,768万世帯)	3,940万人 被保険者2,376万人 被扶養者1,564万人	2,954万人 被保険者1,672万人 被扶養者1,282万人
加入者平均年齢(平成30年度)	53.3歳	37.8歳	35.1歳
65~74歳の割合(平成30年度)	43.0%	7.5%	3.3%
加入者一人当たり医療費(平成30年度)	36.8万円	18.1万円	16.0万円
加入者一人当たり平均所得(※1)(平成30年度)	88万円 一世帯当たり137万円	156万円 一世帯当たり(※2)258万円	222万円 一世帯当たり(※2)391万円
加入者一人当たり平均保険料(平成30年度)(※3) <事業主負担込>	8.8万円 一世帯当たり13.7万円	11.7万円<23.3万円> 被保険者一人当たり 19.4万円<38.7万円>	12.9万円<28.4万円> 被保険者一人当たり 22.8万円<50.0万円>
		平均保険料率10.00%	平均保険料率9.21%
保険料負担率(※4)	10.0%	7.5%	5.8%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が 重い保険者等への補助
公費負担額(※5)(令和3年度予算案ベース)	4兆3,734億円(国3兆1,741億円)	1兆2,357億円(全額国費)	720億円(全額国費)

(注) 厚生労働省資料をもとに作成。

(※) 1.国保(市町村)については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したもの。(「国民健康保険実態調査」の前年所得を使用している。)協会けんぽ、組合健保については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。
2.被保険者一人当たりの金額を表す。
3.加入者一人当たり保険料額は、国保(市町村)は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
4.保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。
5.介護納付金及び特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

なぜ、国民健康保険は、特別会計なのか

地方公共団体の会計

一般会計



消防



福祉



学校教育



道路

など

特別会計

国民健康保険特別会計



後期高齢者医療
特別会計

介護保険
特別会計

区画整理事業
特別会計

など

財源不足
のため、
国保特会
へ繰入れ

- 各特別会計は、独立採算が原則。
- しかし、国民健康保険特別会計は、財源に不足が生じ、一般会計から繰り入れている。

令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(1) 国民健康保険制度における傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、戸田市国民健康保険に加入している被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合に、その療養のため仕事を休むことを余儀なくされ、その期間に給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給する。

(2) 補正内容

令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大により、本市においても感染者数が増加し、当初予算作成時の想定よりも傷病手当金申請者数が増加していることから、補正予算額3,150千円を要求する。

なお、支給に係る費用は、国保の特別調整交付金により費用の全額について財政支援がある予定。

(3) 支給実績及び補正額について

● 令和3年度支給実績

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	0	0	1	0	0	0	6	7	5	3	3	4	29

予算額 : 500,000円
 (+予備費987,000円を充用)
 支給額 : 1,468,889円

第5波感染者による申請増
 予備費にて対応

● 令和4年度支給見込み

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	8	10	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	94

第6波感染者による申請増
 予備費にて対応

第7波の発生を仮定し、見込み件数を算出
 補正予算にて対応予定

予算額 : 500,000円

● 補正予算要求額

94件 - 31件(予備費対応分) = 63件

63件 × 50,000円 = 3,150,000円

令和4年度戸田市国民健康保険運営協議会 開催スケジュール

会議開催スケジュール(計4回開催予定)

開催回	日 時
第1回	令和4年 4月27日(水)午後1時30分～
第2回	令和4年 7月27日(水)午後1時30分～
第3回	令和4年10月下旬～11月上旬
第4回	令和5年 1月下旬～ 2月上旬

【参考】戸田市国民健康保険運営協議会の所掌事項

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項